

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に 3 日を限度として算定する。

3 同一の入所者について 1 月に 1 回を限度として算定するものとする。

## (2) 特定治療費

注 老人医科点数表第 1 章及び第 2 章において、法第 25 条第 3 項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別記に掲げるものを除く）を行った場合に、当該診療に係る老人医科点数表第 1 章及び第 2 章に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

## 9-2 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護

### イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（1 日につき）

(1) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（I）	（※看護職員 6：1、介護職員 3：1）
要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(2) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（II）	（※看護職員 6：1、介護職員 4：1）
要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(3) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（III）	（※看護職員 6：1、介護職員 5：1）
要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(4) 病院療養型病床群短期入所療養介護費（IV）	（※看護職員 6：1、介護職員 6：1）
要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点

要介護 4  
要介護 5

○○○点  
○○○点

注 1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、医療法施行規則（昭和23厚生省令第50号）第16条、第20条及び第21条の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる療養型病床群を有する病院において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、基準省令第3条第1項及び第2項を満たさない介護療養型医療施設にあって、以下のイからハの何れかに該当するものとして都道府県知事に届け出たものにあっては、以下に定める区分に従って1日につき、それぞれ所定点数を減じて算定する。

イ 基準省令附則第10条に該当する場合（口及びハに該当する場合を除く）（※廊下幅のみ基準を満たしていない場合） ○○○点

口 基準省令附則第8条、第9条又は第11条の何れかに該当する場合（※4床超/1病室、 $6.0\text{ m}^2/1\text{人}$ 、機能訓練室が $4.0\text{ m}^2$ 以下の場合） ○○○点

ハ 基準省令附則第7条に該当する場合（※食堂、浴室がない場合）

○○○点

（別に定める施設基準のイメージ）

- ① 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）  
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
  - ② 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）  
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
  - ③ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅲ）  
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
  - ④ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅳ）  
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

2 医師の配置について、医療法施行規則附則第49条に定める経過措置が適用されている施設として都道府県知事に届け出た施設にあっては1日につき○○点を減じて算定する。

3 別に厚生大臣が定める夜勤を行う看護婦等の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合において、当該基準の区分に従い算定する。

（勤務条件に関する基準のイメージ）

- ① 基準型（そのままの点数を算定する場合）
- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30：1以上  
(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)

口 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が

64時間以下	
(ハ) 労働時間が適切なものであること。(すべてに共通)	
②加算型	
1) イ 看護婦及び准看護婦の数が15:1以上(最低2人)	
口 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下	
2) イ 看護婦及び准看護婦の数が20:1以上(最低2人)	
口 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下	
3) イ 看護婦及び准看護婦の数が30:1以上(最低2人)	
口 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下	
4) イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20:1以上(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)	
口 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下	
③減算型	
①に満たない場合	

- 4 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○点を所定点数に加算する。
- 5 病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅰ)は、介護療養施設サービスを提供する病棟であって、平成12年3月31日において6ヶ月間以上、老人医科点数表第1章に掲げる療養1群入院医療管理料(Ⅳ)、療養2群入院医療管理料(Ⅰ)又は老人病棟入院医療管理料(Ⅰ)が算定されていた病棟又は療養1群入院医療管理料(Ⅳ)、療養2群入院医療管理料(Ⅰ)が算定されている病棟のみにおいて、平成○年○月○日までの間に限り算定するものとする。

#### 口 特定診療費

注 短期入所療養介護の利用者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

- (別に定める告示のイメージ)
- ・ 「指導管理等」(薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算)
  - ・ 「リハビリテーション」(理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。)
  - ・ 「精神科専門療法」(入院精神療法)
  - ・ 「画像診断」(X線単純撮影)
  - ・ 「処置」(高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。)
  - ・ 手術(創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの)

※ 複雑な処置や手術等については、原則として医療保険適用部分に患者を移して行うこととなるが、緊急時に介護保険適用部分において行われる場合においては、医療保険の対象となる。

### 9-3 療養型病床群を有する診療所における短期入所療養介護

#### イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（1日につき）

##### （1） 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）

（※看護職員 6：1、介護職員 6：1）

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

##### （2） 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）

（※看護・介護職員 3：1）

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、医療法施行規則第16条の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる療養型病床群を有する診療所において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、これらの基準を満たさない診療所であって、以下のイ又はロの何れかに該当するものとして都道府県知事に届け出たものにあっては、以下に定める区分に従って1日につき、それぞれ所定点数を減じて算定する。

イ 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年省令」という。）第2条又は第3条の何れかの適用を受ける場合（ロに該当する場合を除く）

（※4床超/1病室、6.0m<sup>2</sup>/1人） ○○○点

ロ 平成10年省令附則第6条の適用を受ける場合

（※浴室、食堂がない場合） ○○○点

（別に定める施設基準のイメージ）

① 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）

療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。

② 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）

療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3:1以上で、かつ  
 看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。  
 ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○○点を所定点数に加算する。

#### □ 特定診療費

注 短期入所療養介護の利用者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(別に定める告示のイメージ)

- ・「指導管理等」（薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算）
- ・「リハビリテーション」（理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。）
- ・「精神科専門療法」（入院精神療法）
- ・「画像診断」（X線単純撮影）
- ・「処置」（高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。）
- ・手術（創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの）

※ 複雑な処置や手術等については、原則として医療保険適用部分に患者を移して行うこととなるが、緊急時に介護保険適用部分において行われる場合においては、医療保険の対象となる。

#### 9-4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

##### イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

###### (1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

(※看護職員6:1、介護職員4:1)

要支援	○○○点
要介護1	○○○点
要介護2	○○○点
要介護3	○○○点
要介護4	○○○点
要介護5	○○○点

###### (2) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

(※看護職員6:1、介護職員5:1)

要支援	○○○点
-----	------

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(3) 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (III)

(※看護職員 6 : 1、介護職員 6 : 1)

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(4) 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (IV)

(※看護職員 6 : 1、介護職員 8 : 1)

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる老人性痴呆疾患療養病棟

(基準省令第3条3項の規定による老人性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (I)  
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 4 : 1 以上であること。
- ② 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (II)  
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 5 : 1 以上であること。
- ③ 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (III)  
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 6 : 1 以上であること。
- ④ 痴呆疾患型短期入所療養介護費 (IV)  
老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 8 : 1 以上であること。  
※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療

養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○○点を所定点数に加算する。

## 口 特定診療費

注 短期入所療養介護の利用者に対し、精神科専門療法のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

### 9-5 基準適合診療所における短期入所療養介護

#### 基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられる第144条に規定する基準適合診療所において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

2 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○○点を所定点数に加算する。

### 9-6 介護力強化病院における短期入所療養介護

#### イ 介護力強化型短期入所療養介護費（1日につき）

（1）介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅰ）（※看護職員6：1、介護職員3：1）

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

（2）介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅱ）（※看護職員6：1、介護職員4：1）

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点

要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(3) 介護力強化型短期入所療養介護費 (III) (※看護職員 6 : 1、介護職員 5 : 1)

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

(4) 介護力強化型短期入所療養介護費 (IV) (※看護職員 6 : 1、介護職員 6 : 1)

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注 1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所たる介護力強化病院（基準省令附則第2条第2項に規定する介護力強化病院をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護の提供を受けている要介護者等について、その要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ① 介護力強化型短期入所療養介護費 (I)  
介護力強化病棟の看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 3 : 1 以上であること。
- ② 介護力強化型短期入所療養介護費 (II)  
介護力強化病棟の看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 4 : 1 以上であること。
- ③ 介護力強化型短期入所療養介護費 (III)  
介護力強化病棟の看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 5 : 1 以上であること。
- ④ 介護力強化型短期入所療養介護費 (IV)  
介護力強化病棟の看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 6 : 1 以上であること。

2 別に厚生大臣が定める夜勤を行う看護婦等の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合において、当該基準の区分に従い算定する。

(勤務条件に関する基準のイメージ)

- ① 基準型 (そのままの点数を算定する場合)  
イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が 30 : 1 以上

(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)	
□ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が 64時間以下	(ハ) 労働時間が適切なものであること。(すべてに共通))
(②加算型)	
1) イ 看護婦及び准看護婦の数が15:1以上(最低2人)	□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時 間以下
2) イ 看護婦及び准看護婦の数が20:1以上(最低2人)	□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時 間以下
3) イ 看護婦及び准看護婦の数が30:1以上(最低2人)	□ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時 間以下
4) イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20:1以上(最低 2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)	□ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時 間が72時間以下
(③減算型)	
①に満たない場合	

3 その心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる指定短期入所療養介護の利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所の間を送迎する場合は、利用者1人につき、片道の送迎ごとに○○点を所定点数に加算する。

4 介護力強化型短期入所療養介護費(1)は、介護療養施設サービスを提供する病棟であって、平成12年3月31日において6ヶ月間以上、老人医科点数表第1章に掲げる老人病棟入院医療管理料(1)が算定されていた病棟又は老人病棟入院医療管理料(1)が算定されている病棟のみにおいて、平成○年○月○日までの間に限り算定するものとする。

#### □ 特定診療費

注 短期入所療養介護の利用者に対し、リハビリテーション、処置等のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定める処置等を行った場合には、別に厚生大臣が定める基準に従って点数に10円を乗じて得た額を算定する。

- (別に定める告示のイメージ)
- ・「指導管理等」(薬剤指導管理料、入院栄養食事指導料、重症皮膚管理加算)
  - ・「リハビリテーション」(理学療法、作業療法等のうち、複雑なものを除く。)
  - ・「精神科専門療法」(入院精神療法)
  - ・「画像診断」(X線単純撮影)
  - ・「処置」(高位浣腸、介達牽引等の実施頻度が一定以上あるもので、人工透析等の複雑な処置でないもの。)
  - ・手術(創傷処理、皮膚切開術等のベッドサイドで実施可能なもの)

※ 複雑な処置や手術等については、原則として医療保険適用部分に患者を移して行う

こととなるが、緊急時に介護保険適用部分において行われる場合においては、医療保険の対象となる。

## 10 痴呆対応型共同生活介護

### イ 痴呆対応型共同生活介護費（1日につき）

（※要介護度に応じた報酬上の評価については、要介護2、3を重点的に評価する設定とする。）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注 指定痴呆対応型共同生活介護事業所において、指定痴呆対応型共同生活介護の提供を受けている要介護者について、所定点数を算定する。

□ 初期加算 ○○○点

注 入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定点数を加算する。

## 11 特定施設入所者生活介護

### 特定施設入所者生活介護費

〔※要介護者の数：看護・介護職員 3：1  
要支援者の数：看護・介護職員 10：1〕

要支援	○○○点
要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注1 居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設において、指定特定施設入所者生活介護の提供を受けている要介護者等について、所定点数を算定する。

2 機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を、常勤専従で1以上配置し、かつ、利用者数が100人を超える場合には、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合においては、1日につき○○点を所定点数に加算する。

## 12 福祉用具貸与

### 福祉用具貸与費（1月につき）

現に福祉用具貸与に要した費用の額を、当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1点の単価で除して得た点数の1点未満の端数を四捨五入した点数とする。

注1 搬出入に要する費用は、所定点数に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の運搬（往復分）に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の交通費（往復分）を合算したもの）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1点当たり単価で除して得た点数を、個々の用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の○○に相当する額を限度として、加算する。

#### （厚生大臣の定める地域）

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が稀薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの

- 2 指定福祉用具貸与の利用者が、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は算定しない。

## II. 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定方法（案）

- 一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費点数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅支援に要する費用の額は、別に厚生大臣が定める一点の単価に別表に定める点数を乗じて算定するものとする。

### 別表

#### 指定居宅介護支援介護給付費点数表（案）

※ この点数表案は、現時点で考えられる指定居宅介護支援に要する費用の額の算定方法の骨格であり、今後、費用の分析等によって、加算等の考え方について変更があり得るものである。

##### 居宅介護支援費（1月当たり）

要支援	○○○点
要介護 1、要介護 2	○○○点
要介護 3、要介護 4、要介護 5	○○○点

- 注 1 居宅介護支援費は、月末において当該月の居宅サービス計画に位置付けられているサービスに係る情報を記載した文書を市町村（審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合は、当該国民健康保険団体連合会）に提出する居宅介護支援事業者について、所定点数を算定する。
- 2 別に厚生大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所から介護支援専門員が利用者の居宅に赴き、指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定点数の100分の○○に相当する点数を加算する。

##### 【厚生大臣の定める地域】

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に

規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が稀薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十二条第一項第二号に規定する指定居宅サービス及び法第四十三条第一項に規定する指定居宅介護支援並びに法第四十六条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援及び法第四十七条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生大臣が別に定めるもの

### III. 指定施設サービス等に要する費用の額の算定方法（案）

- 一 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額とする。
  - イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費点数表により算定される費用の額
  - ロ 別表第二食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用の額
- 二 前号イに掲げる費用の額は、別に厚生大臣が定める一点の単価に別表第一に定める点数を乗じて算定するものとする。

#### 別表第一

#### 指定施設サービス等介護給付費点数表（案）

※ この点数表案は、現時点で考えられる指定施設サービス等に要する費用（食事の提供に係る費用を除く）の額の算定方法の骨格であり、今後、施設サービスの費用の分析等によって、加算等の考え方について変更があり得るものである。

#### 1 介護福祉施設サービス

##### イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

###### （1）介護福祉施設サービス費

###### （一）介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（※介護・看護職員の配置3：1）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

###### （二）介護福祉施設サービス費（Ⅱ）（※介護・看護職員の配置3.5：1）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

###### （三）介護福祉施設サービス費（Ⅲ）（※介護・看護職員の配置4.1：1）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点

要介護 4 ○○○点  
要介護 5 ○○○点

## (2) 小規模介護福祉施設サービス費

### (一) 小規模介護福祉施設サービス費 (I) (※介護・看護職員の配置 3:1)

要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ○○○点  
要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ○○○点  
要介護 5 ○○○点

### (二) 小規模介護福祉施設サービス費 (II) (※介護・看護職員配置3.5:1)

要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ○○○点  
要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ○○○点  
要介護 5 ○○○点

### (三) 小規模介護福祉施設サービス費 (III) (※介護・看護職員配置4.1:1)

要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ○○○点  
要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ○○○点  
要介護 5 ○○○点

## □ 旧措置介護福祉施設サービス費

### (1) 旧措置介護福祉施設サービス費

#### (一) 旧措置介護福祉施設サービス費 (I) (※介護・看護職員の配置 3:1)

要支援者等・要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ・要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ・要介護 5 ○○○点

#### (二) 旧措置介護福祉施設サービス費 (II) (※介護・看護職員の配置 3.5:1)

要支援者等・要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ・要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ・要介護 5 ○○○点

#### (三) 旧措置介護福祉施設サービス費 (III) (※介護・看護職員の配置 4.1:1)

要支援者等・要介護 1 ○○○点  
要介護 2 ・要介護 3 ○○○点  
要介護 4 ・要介護 5 ○○○点

## (2) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費

### (一) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費 (I)

(※介護・看護職員の配置 3：1 の小規模)

要支援者等・要介護 1	○○○点
要介護 2・要介護 3	○○○点
要介護 4・要介護 5	○○○点

(二) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費(II)

(※介護・看護職員配置3.5：1 の小規模)

要支援者等・要介護 1	○○○点
要介護 2・要介護 3	○○○点
要介護 4・要介護 5	○○○点

(三) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費(II)

(※介護・看護職員配置4.1：1 の小規模)

要支援者等・要介護 1	○○○点
要介護 2・要介護 3	○○○点
要介護 4・要介護 5	○○○点

注1 イは、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たすものとして、都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、当該届出に係る介護老人福祉施設に入所している入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）である場合を除く。）について、当該入所者の要介護度に応じて、当該施設基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない施設については、所定点数の100分の○○に相当する点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

- ①介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
  - ②介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
  - ③介護福祉施設サービス費(Ⅲ)の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
  - ④小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
  - ⑤小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
  - ⑥小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ※別に定める勤務条件の基準については、現行の措置制度における職員配置を基本に基準を定める。

2 口は、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たすものとして、都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、当該届出に係る介護老人福祉施設に入所している入所者（旧措置入所者である場合に限る。）について、当該入所者の要介護度に応じて、当該施設基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生大臣が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない施設については、所定点数の100分の〇〇に相当する点数を算定する。

（別に定める施設基準のイメージ）

- ① 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
  - ② 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
  - ③ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準：  
入所定員が31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
  - ④ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
  - ⑤ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
  - ⑥ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準：  
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が21人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ※別に定める勤務条件の基準については、現行の措置制度における職員配置を基本に基準を定める。

3 機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を、常勤専従で1以上配置し、かつ、利用者数が100人を超える場合には、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合においては、1日につき〇〇点を所定点数に加算する。

4 医師を常勤専従で1以上配置し、かつ、利用者数が100人を超える場合には、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合においては、1日につき〇〇点を所定点数に加算する。

5 痴呆の症状の呈する入所者が3分の1以上を占める介護老人福祉施設において、精神科の診療を行っている医師による定期的な療養指導が、月に2回以上行われている場合においては、1日につき〇〇点を所定点数に加算する。

6 介護老人福祉施設の入所者が、医療機関に連続して〇日以内の入院を

要した場合及び家庭における外泊を認められた場合に、1月に○日を限度として所定点数に換えて算定する。ただし、外泊等の初日と最終日には算定できない。

#### ハ 初期加算

○○○ 点

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定点数を加算する。また、30日を超える入院後に指定介護福祉施設に再び入所した場合も同様とする。

#### ニ 退所時相談援助費

- (1) 訪問して行った場合  
(2) (1) 以外の場合

○○○ 点  
○○○ 点

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する家庭を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービス等について相談援助を行った場合又は当該入所者の退所後30日以内に当該患者の家庭等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して必要な相談援助を行った場合に、当該者の入所早期及び退所の前後において各1回に限り算定する。

また、当該入所者が家庭でなく、他の社会福祉施設等（医療機関及び他の介護保険施設を除く。）において生活を継続する場合においても、当該入所者の同意を得て、入所する社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合には同様に算定する。

2 (2)については、入所期間が1月を超えるが退所し、家庭において介護サービスを継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービス等について相談援助を行い、当該入所者の同意を得て退所の日から2週間以内に、当該入所者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。）、老人介護支援センター及び入所者の希望する居宅介護支援事業者等がいる場合にはその者に対して、介護状況を示す文書を添えて、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、退所者1人につき1回に限り算定する。

また、当該入所者が家庭でなく、他の社会福祉施設等（医療機関及び他の介護保険施設を除く。）において生活を継続する場合においても、当該入所者の同意を得て、入所する社会福祉施設等と同様の内容を行った場合には同様に算定する。

## 2 介護保健施設サービス

## イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

### （1）介護保健施設サービス費（Ⅰ）（※看護・介護職員 3：1）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

### （2）介護保健施設サービス費（Ⅱ）（※看護・介護職員 3. 6：1）

要介護 1	○○○点
要介護 2	○○○点
要介護 3	○○○点
要介護 4	○○○点
要介護 5	○○○点

注1 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、当該届出に係る介護老人保健施設に入所している入所者について、当該入所者の要介護度に応じて、当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

#### （別に定める施設基準のイメージ）

- ① 介護保健施設サービス費（Ⅰ）  
看護・介護職員の配置が3：1以上であること
- ② 介護保健施設サービス費（Ⅱ）  
看護・介護職員の配置が3. 6：1以上であること。  
※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

2 常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、介護老人保健施設基準第2条第1項第5号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、常勤換算方法で入所者を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設にあっては、1日につき○○○点を加算する。

3 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1月につき○○○点を所定点数に加算する。

#### （別に厚生大臣が定める施設基準のイメージ）

- 1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇すること
- 2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること  
イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものとし対象者の標準を40床とすること。